

裏面白紙

内閣閣甲第五二號

昭和二年四月十八日

内閣書記官長 塚本清治

内務次官 川崎卓吉殿

今般内閣ニ提出スル法律案並勅令案等ニ付左ノ通閣議決定相成候條依命此段及通牒候

記

- 一、内閣ニ提出スル法律案勅令案等ノ理由書ハ成ルヘク具体的ニ祥記シ且參照法令條文ヲ附記スルコト
- 二、修正法律案勅令案等ニ在リテハ尙修正ノ個所ニ對スル原法令條文ヲモ附記スルコト